



議案第一号

吉田地区農地造成工事請負契約の締結についての議決の一部
変更について

次のとおり吉田地区農地造成工事請負契約の締結についての議決（昭和五十三年九月二十九日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年一月十三日

三朝町長 松村喬成

昭和五十四年三月拾五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

四 契約金額中「四七〇〇〇〇〇〇円」を「五二六九四〇〇〇円」で改める。